

第 6 回 スイッチング支援に関する実務者会議 議事概要

日時 平成 27 年 7 月 9 日 (木) 10 時 10 分～11 時 30 分

場所 電力広域的運営推進機関 神保町ビル 2 階 201～203 会議室

<決定事項、宿題事項など> (★は宿題事項)

- ・3 月運用開始時の負荷分散について、実施方針は今回提示資料の通りとする。
- ・スイッチング支援システムが日単位で許容可能な事前申込処理件数について、総定数を提示する (事務局) ★

<議事概要>

1. 前回議事録の確認 (資料 1)

前回議事録について、事務局より説明。特に質疑等はなし。

2. 検討課題/スケジュール (資料 2, 3)

■「開催スケジュール」について

事務局より今後の予定を説明。特に質疑等はなし。

■「スイッチング支援に関するルール検討スケジュール (案)」

事務局より説明。特に質疑等はなし。

3. 3 月運用開始時の負荷分散について (資料 4)

事務局より 3 月運用開始時の負荷分散について説明。

・1 月 2 月の事前受付の量次第で、3 月の運用開始時に申込が集中する可能性が想定される。その際システムが安定運用できる負荷になるかどうか懸念されている。

・通信機器等で流量制限を行うことでシステムに高負荷がかかることは回避できるが、処理待ちや遅延が発生することは変わりなく、根本的な対策にはならない。

・1～2 月の動静情報を基に、システムで処理可能な件数を超過する可能性を広域機関で検討し、必要がある場合には、広域機関から各事業者に対し、事前申込量に応じた 1 日当たりの処理可能件数を通知し、協力を依頼する。

・あくまでシステムの安定稼働を目的として依頼するものであり、特定事業者の事業を妨げる措置ではないことを充分にご理解の上でご協力をお願いしたい。

■ 質疑等

・通常申込とは何を指すのか。

⇒3 月までの事前申込は事業者の中でファイル等を蓄積し、一括登録されることを想定している。3 月以降受付分については、通常の申込(API 経由、各社の CIS 経由など)となると想定している。(事務局回答)

・この負荷分散は、低圧のみを想定したものか。

⇒基本的にはスイッチング支援システムで扱うもの全体と考えているが、大きな負荷になるのは低圧の申込が中心になると考えている。(事務局回答)

・1 月 2 月の事前運用にて一般送配電事業者に提供する動静情報は、低圧のみか。

⇒スマートメータの動静情報把握のため、低圧のみである。

・広域機関が件数を懸念しているのであれば、高圧も負荷の 1 要素ではあるが、絶対量が低圧と高圧では全く違うため

(低圧の方が圧倒的に多い) 影響は極めて軽微ではないか。

⇒件数でいえば、その通りだと思われる。(事務局回答)

・高圧は基本通常申込であると理解してよいか。

⇒その認識でよい(事務局回答)

・ここで想定されている動静情報は、4 月中にスイッチングされるお客様を対象とした情報であり、5 月分以降のスイッチング情報は、この時点では入ってこない。

・事業者側のシステムで対応可否があるため義務ではないとのことだったが、一方で改善要請・警告がなされる可能性もあると記載がある。事前にシステムが対応できませんという事業者については、改善要請・警告は行われたいという理解でよいか。

⇒こちらから負荷分散の依頼をした際に、システム対応不可かつ申込量が多いと予想される事業者は、個別に情報を頂けるとありがたい。これからシステムを運用する上で極力処理件数を把握し、どういう状態が通常で、どういう状態が異常か見極めながら管理する必要がある。なるべく3月1日や最初の1週間など申し込みが集中する時期には、通常の運用状態か認識しながら運用したいので、ご協力をお願いしたい。(事務局回答)

・警告やアクセス停止は、システム対応できない事業者には行わないという認識でよいか。

⇒著しく逸脱は、業務とはかけ離れた異常なアクセスのことを指している。事前の動静情報から得られた妥当な量であれば警告やアクセス停止は行わない。(事務局回答)

・日単位で許容可能な事前申込処理件数について、概算でもよいので総数としてどの程度を考えられているか。

⇒この場で即答できないため、別途確認の上回答させていただく。(事務局回答) ★

4. 廃止取次のキャンセル・訂正について

事務局より廃止取次のキャンセル・訂正について説明。特に質疑等はなし。

・第31回の作業会資料の再掲となる。本資料の位置づけは、廃止取次のキャンセル・訂正の可能タイミングの認識を共有することが目的。

5. 未会員・既会員の小売電気事業者登録の手続き(案)について

事務局より未会員・既会員の小売電気事業者登録の手続き(案)について説明。

・平成27年8月から開始予定の小売電気事業者ライセンスの事前登録をターゲットとした手続き(案)となる。

■ 質疑等

・未会員である事業者が広域機関への加入申込をした後に、受付にかかる期間はどの程度か。

⇒期間について明言できないが、あくまで加入申込の手続きをしている根拠として写しを返却するものであるため、1週間2週間かかるようなものではない。(事務局回答)

・今から特定規模電気事業者(PPS)となり、広域機関の会員になるという場合は、通常の加入申込手続きでよいか。平成27年8月以降もこの手続きは生きている認識でよいか。

⇒現状、PPSの制度があり、この制度が残っている限り今の加入申込手続きの運用は継続する。(事務局回答)

6. 小売電気事業者～一般送配電事業者連携テスト(案)について

電気事業連合会より小売電気事業者～一般送配電事業者連携テスト(案)について説明。

・テストは接続およびファイルの取得可否確認に主眼を置いて実施する。

・テストは、実際にファイル取得を予定している一般送配電事業者に限って、またファイル取得を予定している一般送配電事業者とは必ず実施していただきたい。

■ 質疑等

・テストに申込みにあたって、代表 PPS のみ申込みばよいのか、子 PPS もテストを申込み必要があるのか。

⇒子 PPS についても、ファイルを取得するのであればテストに申し込むことになる。

・代表 PPS と子 PPS の申込の仕方や、テストの仕方を想定されていれば、説明頂きたい。

⇒代表契約の場合、どのようにファイルを提供するかは事業者により異なると思われるので、別途申し込んだ時に相談させていただきたい。

→想定されているフローややり方があれば、ご提示いただければ PPS 側で対応する。

・個別の帳票について、基本的には代表が託送のインバランス結果の取得で、個別の帳票は個社が取得する形ではないのか。

⇒基本的には小売電気事業者が契約しているお客様の分を提供する形になる。代表契約制度の場合には、子 PPS が代表 PPS に対し電子証明書を提供し、代表 PPS が取得することが基本的な形になると思われる。ただし、代表契約の場合でも個別の事情がある場合には要相談と考える。

・テストを希望する一般送配電事業者・時期を指定して申込とのことだが、これは申込の際実施する一般送配電事業者を小売側が指定するという事でしょうか。

⇒小売電気事業者がやり取りをすると想定されている一般送配電事業者とはすべてテストをする必要があるため、申込の際想定される一般送配電事業者をご指定願いたい。ただし、希望期間と必ずしも同一にならない懸念があり、今後調整させて頂きたい。ある期間にテスト申込みが集中してしまうと、小売電気事業者側、送配電事業者側双方にとって効率的でないため、期間を分けて分散して実施させて頂きたい。

・事前に受け側の一般送配電事業者に連絡をする必要はないということか。申込時に指定すればそれが受け付けられるということでしょうか。

⇒その認識でよい。

・接続をする予定の一般送配電事業者とテストをするとのことだが、テストの実施有無で接続拒否等のチェックはあるのか。

⇒テスト実施がないことで接続できないということはないが、事前にテストして頂いた方が安全なため願いたい。

・予備日含め 5 日間程度で対象全電力とテスト実施とのことだが、1 社 5 日間いただける認識でしょうか。

⇒5 日間の中で対象となる一般送配電事業者全てとテストを実施していただきたい。先ほど申し上げたことと重複するが、テスト実施がある期間に集中しないように分散してテストを行う必要があるため、テスト期間は必ずしも希望期間とはならない可能性があり、調整についてご協力をお願い申し上げたい。

○次回は 7/23 (木) 10:00~ 神保町ビルにて開催予定。

以上